

令和7年第10回大分市教育委員会会議録

1 日時 令和7年10月29日(水) 午後15時30分から午後17時15分まで

2 場所 大分市役所第2庁舎6階 教育委員室

3 出席者 教育長 栗井 明彦
一番委員 林 新太郎
三番委員 廣津留 すみれ
四番委員 上杉 美穂子
五番委員 古賀 精治

4 出席事務局職員

教育部長	永野 謙吾
教育部教育監	野田 秀一
教育部次長兼社会教育課長	清水 篤
教育総務課長	中山 英人
学校教育課長	安部 桂司
児童生徒支援課長	平田 敬二
学校施設課長	武藤 英二
体育保健課長	三島 浩昭
人権教育推進課長	高橋 秀徳
文化財課長	安東 孝浩
大分市教育センター所長	赤峰 竜二
美術振興課長	野田 智佳
教育総務課参事	佐藤 靖寿
学校教育課参事補	板井 晋一
美術振興課参事	岩尾 徳信

5 書記

教育総務課参事補	石川 仁美	教育総務課主査	和田 宏
教育総務課主査	松下 祐介	教育総務課主任	金田 紗耶子

6 傍聴人 1名

7 議題

(1) 議案

(教議第58号) 教育委員会職員の人事異動について

(教議第59号) 令和7年度大分市奨学生の決定について

(教議第60号) 令和8年3月末教職員定期人事異動方針について

(2) 報告事項

(1) 令和8年度当初予算について

8 会議の概要

教育長

ただいまより、令和7年第10回大分市教育委員会を開会いたします。

(午後15時30分 開会)

教育長

本日は、傍聴者の方がいらっしゃるようですが、遵守事項に従って、静粛に傍聴いただきますようお願いいたします。

本日は岡田委員が欠席しておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、構成員の過半数が出席しているので会議は成立していることを宣告いたします。

本日の署名委員を一番委員、三番委員にお願いします。

それでは、ただいまより議案審議に入りますが、教議第58号「教育委員会職員の人事異動について」は人事に関する案件であり、教議第59号「令和7年度大分市奨学生の決定について」は個人情報保護の観点から、審議を秘密会とすることを発議いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

全委員

(挙手)

教育長

全委員賛成と認め、教議第58号及び59号は秘密会とします。残りの議案審議及び報告ののち、秘密会の議案審議を行うことといたしますが、よろしいでしょうか。

全委員

(了承)

教育長

それでは、教議第60号「令和8年3月末教職員定期人事異動方針について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

学校教育課長

教議第60号「令和8年3月末教職員定期人事異動方針」につきましてご説明申し上げます。

本案は、令和8年3月末に実施いたします市立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校の教職員の定期人事異動につきまして、その方針についてご決定をいただこうとするものでございます。

県内公立学校の教職員の異動につきましては、大分県教育委員会が令和7年10月10日に新たに決定した「令和8年度大分県公立学校教職員定

期人事異動方針」に沿って執り行われますが、本市においては、県の方針を基本とし、本市教育の充実発展に資するよう、独自に方針を定めております。

「1 一般方針」につきましては、

(1) の広域人事の推進と本市の実態に立った適材適所の配置

(2) の児童生徒数の推移を踏まえた人事異動の推進

(4) の年齢・性別・免許・特技等を考慮した教職員構成の適正化等を主眼に置いております。

「2 任用」につきましては、(1)、(2)の、校長及び副校長・教頭の任用につきましては、教育的識見、管理運営の能力等を勘案し、採用選考により適任と認められ、採用資格保有者名簿に登載された者の中から大分県教育委員会が採用いたします。

(3)、学校支援センター所長につきましては、職務遂行に必要な能力を有するなど、勤務成績良好な者を試験によらない選考により採用を行うこととなっております。

(4)、主幹教諭につきましては、教頭採用資格保有者名簿登載者のうち、教頭に任用されない者から採用することとなっております。

(5)、指導教諭につきましては、市教委の推薦に基づき、能力評価等を踏まえ、職務遂行に必要な能力を有する者を教諭から昇任し、採用することとなっております。

なお、学校支援センター所長、主幹教諭、指導教諭につきましては、大分県教育委員会と大分市教育委員会との協議により採用を行うこととなっております。

(6)の教職員につきましては、採用者予定者名簿に登載された者から大分県教育委員会が採用することとなっております。

なお、本年度も引き続き、特例任用校長の選考試験が実施されます。

受験資格は現に校長の職にあり、令和8年4月1日時点で60歳になる者となっており、任用につきましては1年更新とし、最大2年間となっております。

「3 転任」につきましては、県の「令和8年度大分県市町村立学校教

職員定期人事異動実施要綱」に沿って策定した、大分市「令和8年3月末教職員定期人事異動取扱要領」に基づいて行います。

その概略をご説明いたします。

教職員の人事異動におきましては、1 具体的方針（5）の、同一学校に3年以上在職した教職員を異動対象とし、特に同一学校に6年以上在職する者は原則異動を行うものとします。

また、（6）では、新採用からおおむね10年以内に2か所以上の人事地域等を勤務するものとしており、1つの人事地域しか勤務していない者は、人事地域間での異動対象とします。

各人事地域における勤務年数は、一地域における配置年数を、「3～4年」とすることとしております。

異動先の人事地域については、中段の枠内に示しているとおり、1の中津市から14の玖珠町・九重町までの14の「人事地域」及び、Aの「離島にある学校」からJの「採用校種と異なる校種の学校」までの10項目の「学校等」をそれぞれの人事地域としてみなします。

なお、大分県教育委員会の令和8年度大分県市町村立学校教職員定期人事異動実施要綱に基づき、大分県初の夜間中学校「大分県立学びヶ丘中学校」を追加し、「C」に入れております。

同じく（7）の、本市において12年在職した教職員は、人事地域間での異動対象者となりますことから、過欠員の状況、各学校における学校経営への影響などを勘案しながら、他の市町村との人事交流に対応してまいりたいと考えております。

（8）、本市の小中学校から、県立特別支援学校への異動につきましては、専門性の向上のために行うものであり、異動の成果を大分市に還元できるものとすることから、50歳程度を上限とします。

なお、同一人事地域にある特別支援学校等への異動は、広域異動の一地域とみなさないこととなっております。

市内の異動につきましては、市内を5つの地区にわけ、全市的な広域異動を行うことにより、各学校の教職員構成の適正化に努めて参りたいと考えております。

では、人事異動方針に戻ります。

5の、幼稚園教職員の異動につきまして、関係する実務は、こどもすこやか部が担当しておりますが、採用、昇任、退職などの発令は教育委員会の決定をいただくこととなりますので、この教職員定期人事異動方針に準じた取扱いとしたいと考えております。

幼稚園教諭につきましては、幼稚園のほか幼保連携型認定こども園の「大分市立のつはる認定こども園」、「大分市立さかのせき認定こども園」、「大分市立かないけ認定こども園」及び「大分市立しんかすがまちな認定こども園」が異動対象園となっております。

6の学校主事や給食調理員などの市費職員につきましては、在籍年数を基本に業務状況や退職までの在職年数のバランス、自己申告書等を考慮して行いたいと考えております。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

五番委員

ご説明ありがとうございました。2つ質問させてください。1つ目は、昨年度までとの大きな相違点というのは、早期退職希望者の募集を休止したという1点だけですか。

板井学校教育課
参事補

今年度につきましては、先ほどご説明がありましたとおり、早期退職募集制度の休止に伴う変更点がございます。加えて、主幹教諭の任用に関する要件についても見直しが行われております。

これまで、主幹教諭の任用対象は、教頭選考試験の一次合格者とされておりましたが、令和8年3月末の人事異動からは、「教頭選考試験の最終合格者のうち、教頭に任用されなかった者」が対象となるよう変更されております。以上の点が、今年度における主な変更内容となっております。

五番委員

ありがとうございます。それでは、もう1点質問よろしいでしょうか。ずっと話題になっていた主務教諭の創設についてです。先週末、全国市町村教育委員会連合会の理事会で茨城県に行ってきたして、文科省のほうから、来年4月に向けて、主務教諭の創設に向けて161億円を概算予算要求しているという説明がありました。

今の情勢からいったらたぶん認められそうな気がするのですが、もちろ

んまだ決まっていないので、今回の方針にはそのことが触れられていないのですが、これがもし決まったら大分市としてどのように対応していく予定ですか。

板井学校教育課
参事補

主務教諭につきましては、県教委の中でも今話題になっていると聞いております。給特報の改正におきまして、主務教諭の配置につきましては、県も検討しているという話は聞いております。ですが、昨今の教職員の欠員の状況もございまして、なかなか配置の決定までは今のところ至っていないと聞いております。

五番委員
教育長

まだ難しいですよ。検討してもまだ方針は出ていないわけですね。

主務教諭は、校長・教頭、そして主幹教諭に次ぐ役職に近い位置づけにある職です。

ただし、主務教諭の設置にあたっては、教職員定数の純増が図られていないわけではないため、現在のところは主任クラス、または教諭主任のような立場の方が主務教諭として任用されるケースが多い状況です。

この職に任用されることで給与面での処遇改善はありますが、いわゆるポストの数が増えるわけではありません。そのため、今後は県においても、主務教諭の制度をどのように受け止め、処遇改善あるいは定数改善にどう結びつけていくかを検討していただきたいと考えております。

また、主務教諭が別の学校へ異動する際、その学校において同様の役割が求められるかどうかといった点、人事異動における取り扱いの難しさもあるということから、制度運用上の課題もあると感じております。

三番委員

主幹教諭のところですが、第一次合格者から最終合格者になったことで、おそらくパイが絞られるようになると思うのですが、今回、変更するに至った経緯や理由などがありましたら教えてください。

板井学校教育課
参事補

主幹教諭の対象者の変更につきましては、県の教育委員会の担当者と話す中で、実は大分市ではあまり見られないところなのですが、大分市以外の市町村の中で、教頭選考の一次試験を通過したものがこれまで主幹教諭の対象になっていたのですが、その方々がこの市町村で任用されたときに、次の年度で降格を希望するというような方が多かったと聞いております。そういったところから、県教育委員会のほうも主幹教諭の資質向上を

図らないといけないというようなことで、今回、教頭選考の最終合格者というところまで引き上げたと聞いております。

五番委員

教頭選考合格者だと希望者が少ないうえに合格者も少ないと思います。それで主幹教諭にしようにも、人がいないということが再度起こると思うのですが、いかがでしょうか。

板井学校教育課
参事補

委員ご指摘のとおり、教頭選考を受験する教員の数については、年々減少傾向にあると聞いております。そのような状況の中で、最終合格者がどの程度の人数となるのかについては、我々としても関心を持って注視しているところでございます。

県教育委員会としましては、教職員の資質向上を図るという観点から、主幹教諭を含め、一定の水準を維持する必要があるとの考えを持っているようです。我々としても、教職員の資質に対して一定の水準を求めるといふ県の方針については、理解し、共有していく必要があると認識しております。

教育長

教頭職を志望する教員が少なくなってきたという現状がございます。働き方改革の取組が進められている中でも、教頭先生方は依然として早朝から夜遅くまで業務に従事されており、その負担の大きさが課題となっています。

現在、国では「スクールサポートスタッフ」制度が設けられており、教頭先生の事務的な、いわば単純作業に近い業務についてサポートする人材を配置する仕組みが整えられています。しかしながら、大分県ではこの制度がまだ導入されていない状況にあります。

そのため、教頭先生の業務負担を軽減するためにも、大分県においても国庫補助を活用しながら、この制度の導入に向けて前向きに検討し、ぜひ手を挙げていただきたいと個人的には考えております。

教頭先生の働き方の改善が進まなければ、将来的に教頭職を目指そうという教員がますます減少してしまう懸念もあります。

教頭職に魅力を感じられる環境を整えていくことで、その前段階となる主幹教諭や主務教諭といったキャリアパスも自然と形成されていくのではないかと考えております。

2点、質問させていただきます。

まず1点目ですが、教員の皆さんが魅力ある職業、人気職種として定着していくことは非常に重要だと考えております。近年では、民間企業においても、親の介護を理由にした休職や勤務地の希望に応じてサポートを行うケースが増えており、地域包括支援センター等と連携するような動きも出てきております。

そのような中で、教職員の人事配置についても、たとえば介護等を理由に「この規定には該当しないが、特別にこの地域・学校を希望したい」というような申出があった場合に、何らかの判断基準や特例のような対応が設けられているのかどうか、伺いたいと思います。

2点目は、教員不足の状況との関連についてです。現在、教職員の人事異動に関しては一定の年数の縛りがあると認識しておりますが、教員不足が続く中で、そのような年数の縛りがかえって人事配置の柔軟性を妨げてはいないかと懸念しております。現状の運用で特に問題はないとお考えか、それとも制度の見直し等を検討されたことがあるのか、ご参考までにお聞かせいただければと思います。

教職員の定期人事異動につきましては、大分市においては、県が実施する人事異動希望調査とは別に、本市独自の調書を用いて教職員一人ひとりの希望を確認する取組を行っております。この調書には、個別の事情や希望について記載できる欄を設けており、すべての教職員に記載を促しております。

そうした希望については、異動方針や取扱要領に照らして異動対象となるかどうかを判断するにあたり、当該校の校長とも協議を行い、情報を共有しながら検討を進めているところです。

また、教員不足を受けての人事異動の見直しについてですが、県教育委員会においても、これまで新規採用教員については10年間で3地域を異動する「広域人事」の方針をとっていましたが、現在ではこれを2地域に縮小するなど、柔軟化が進められている状況です。

さらに、教職員一人ひとりの希望にできる限り対応できるよう、県のシステムを活用して教員の希望を把握できる仕組みも整備されています。こ

うした点を踏まえ、本市としても今後も県と連携しながら、教職員の個別の希望にしっかりと耳を傾け、対応していきたいと考えております。

教育長

それでは採決いたします。教議第60号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

それでは次に、報告事項の説明をお願いします。

教育総務課長

報告事項1点目「令和8年度当初予算について」ご報告申し上げます。

令和8年度当初予算についてでございますが、10月3日に全庁的な説明会が実施され、その中で本市の「予算編成方針」や「一般財源の予算配分」についての考え方が示されましたので、予算編成スケジュールと合わせてご説明させていただきます。

まず、令和8年度予算編成方針についてでございますが、「国の経済情勢等」では、内閣府が発表した9月の月例報告によれば、「景気は緩やかに回復している。」とされており、先行きについては、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるが、アメリカの通称政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要。加えて、物価上昇の継続の影響などが我が国の景気を下押しするリスクとなり、また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要があるとされております。

国の財政状況については、国債費が毎年度の一般会計歳出総額の2割以上を占め、国と地方を合わせた債務残高がGDPの2倍以上に膨らみ、主要先進国の中でも最悪の水準となっております。

また、近年では新型コロナ対策や物価高騰等に対して、これまでにない規模の補正予算により対応してきたことなどから歳出が拡大し、基礎的財政収支は赤字となっており、政策的経費の一部が税込等で賄えず、借金で補う状態が続いています。

次に、「本市財政の状況」でございますが、令和6年度決算で見ると、プライマリーバランス（基礎的財政収支）については、平成15年度以降黒字を確保し、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は97.0%と前年

度から0.3ポイント改善はしましたが、依然として高水準で推移しております。

歳入でございますが、市税や交付金等は物価高騰を反映する形で上昇傾向であるものの、歳出では継続的に上昇している社会保障関係費をはじめ、人件費の増加などの義務的経費の大幅な伸びに歳入が追い付いていない状況で、令和5年度決算に引き続き令和6年度決算においても、その財源不足を補うために主要3基金を取り崩す対応を行ったところでございます。さらに近年の金利上昇による利払い費の増なども加味しますと、令和8年度以降も非常に厳しい財政運営を強いられる見通しでございます。

このような状況にあって、本市においては、物価高をはじめとする社会経済情勢の変化に留意しながら、複雑化・多様化する市民ニーズに的確に応えていくとともに、地域経済を下支えすることも求められており、事務事業の取捨選択を行いながら、様々な課題の解決に向けて積極的に取り組んでいく必要がございます。

次に、「令和8年度予算編成への取組」でございますが、収支不足が見込まれる中、各部局の配分額をこれまで以上に減額して配分する大変厳しい状況でございます。

各部局においては、行政評価にて実施している事業開始から5年以上経過した事業については引き続き見直しの検討を行うとともに、必要性が低下している事業、費用対効果が低い事業、国や県、他部局等での事業を含め事業目的や対象が重複している事業等について見直しを行うよう求められております。

予算編成にあたっては、分権型予算制度に基づき、重点政策経費、部局裁量経費、義務的経費に区分したうえ、予算原案を作成することとしており、原案作成時において、令和8年度一般財源の予算配分を基に、部内調整を行います。

資料に示されているとおり、基金対応をしてもなお、26億円の収支不足が見込まれており、その解消に向けては事務事業の不断の見直しが求められます。

最後に、今後の日程についてでございますが、現在、教育委員会内の各

課において予算原案を作成しており、11月7日までに財務部財政課に提出予定でございます。

その後は、財政課及び財務部長による調整を行い、来年の1月下旬から2月上旬にかけて市長査定を行います。

その後、令和8年3月市議会に予算議案として提案し、議決を得たのちに予算成立となる見込みです。

なお、予算案の承認、経過等の報告につきましては、適宜本委員会でご説明させていただきます。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

一番委員

先月、市の予算の案が出てまいりまして、市議会を経て、そして具体的な部局内での配分を図るという流れでしょうか。

教育総務課長

先月ですと、9月補正予算のことかと思われます。今回、ご説明申し上げたのは令和8年度の当初予算についてでございます。10月3日に財務当局から各関係部局のほうに説明がございました。その内容について今回委員の皆様にご報告させていただきました。

一番委員

これは令和8年度の枠として予算として確保されているということでしょうか。もしくはこれを要望するというのでしょうか。

教育総務課長

重点政策経費、部局裁量経費、義務的経費と3つの経費がございます。この3つを合わせまして1,316億円でございます。こちらの経費を各部局に配分を財務当局が行っております。

この中の約1割程度になりますけど、教育委員会が配分を受けております。その配分の予算内で各部局に必要な予算を編成していくという形になります。教育委員会内におきましても各課に必要な予算を積み上げて、教育委員会の中で精査をしまして、予算要求を行うという形になります。来月7日までに財政課に提出いたしますが、来月の教育委員会でその内容についてご報告させていただきたいと思っております。

一番委員

そうしますと、積み上げた分を財務当局に提出して査定を受けたらそれがそのまま部局のほうにおりてくるということでしょうか。

教育総務課長

財政課に提出した後、財務部からの査定を受けます。そのうえで、最終

的に市長まで査定を受け、市としての予算案が出来上がりましたら、3月議会で議会に提出し、承認を受けるという形になります。そして、4月以降に執行という流れになっております。

一番委員

正式に決まるのは3月の議会で承認されてからということでございますね。そういたしますと収支不足の26億円をどのようにして解消していくということはどのタイミングで図っていくのでしょうか。こういう今のタイミングで各部局からそちらの部局で少し削ってくれとかそういった話なのでしょうか。

教育総務課長

収支不足の26億円については、その分も含めて、各部局のほうに財務当局から配分をされております。

一番委員

平たく言いますと、その範囲内でうまくやってくださいということになって、それでも足りない場合は復活要請をするという感じでしょうか。

教育総務課長

現状を申しますと、財務当局からは配分額内において予算要求するよう指示を受けております。今後、ヒアリング等もございますので、その中でまた金額が動く可能性がございますが、現時点では配分額内に収めるようにということでございます。

教育長

他はいかがでしょうか。非常に行政的な資料となっておりますので、分かりづらい部分もあるかと思いますが、現状として、物価の上昇や人件費の高騰が激しく進んでおり、市の税収は増加しているものの、こうした支出の増加には追いついていない状況にあります。

その結果として、歳入に対する歳出の不足、いわば「歳入決算的な構造的課題」とも言えるような状態が生じており、現時点で約26億円の財源不足が見込まれています。

このうち、物価高騰や人件費の上昇分については、国や県からの補填が期待される部分もございますが、それを含めてもなお、26億円の不足をどのように補っていくかが課題となっております。

そのため、今後は業務の見直しや、必要に応じた事業の見直しなどを含めて、徹底した経費の節減に取り組んでいかなければならないという、非常に厳しい財政状況であるということをご理解いただければと思います。

教育長

それでは次に、教議第58号「教育委員会職員の人事異動について」を

議題といたします。

なお、これより秘密会の審議となります。

傍聴の方はご退席ください。

教育総務課長

教議第58号は、人事に関する案件でありますことから、審議に入る前に、説明者以外の事務局職員の退室をさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

教育長

どうぞ。

教育総務課長

併せて議案説明の前に議案書をお配りしたいのですがよろしいでしょうか。

教育長

どうぞ。

事務局、説明をお願いします。

教育総務課長

令和7年11月1日付人事異動についてご説明申し上げます。

本案は、先日の第3回臨時教育委員会にて「県費負担教職員の人事異動の内申について」ご決定をいただいたところでございますが、本市教育委員会職員の人事異動について、ご決定をいただくものがございます。

形式退職についてでございます。

小中学校から本市に割愛採用により転入していた教職員が、再び小中学校等に転出するものです。今回は、1名が形式退職する予定です。

説明は以上でございます。

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第58号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

それでは次に、教議第59号「令和7年度大分市奨学生の決定について」を議題といたします。

教育総務課長

次の議案説明のため、児童生徒支援課長を入室させていただきたいのですがよろしいでしょうか。

教育長

どうぞ。

それでは、教議第59号「令和7年度大分市奨学生の決定について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

(議案審議の結果、教議第66号は原案のとおり決定する。)

教育長

それでは、お配りした議案書を回収させていただきます。

以上で予定されていた議題は終了となりますが、他に何かございませんか。

五番委員

2つあるのですが、1つは情報提供、1つは質問です。前回の定例会のときに教諭の先生方の一番負担が大きいのは学習評価と成績処理ということでしたね。成績処理は我々もそうですけど、年齢が上がっても関係ないですね。先週末に行った茨城の大分県市町村教育委員会連合会の理事会のときに、愛媛県のICT活用による問題作成の負担軽減に関する紹介が紹介されていて、市ではなく県レベルですが、システムの活用によって従来の時間の半分ぐらいの時間でテストの採点や集計ができていますということでありまして、公開してもよいということでしたので、情報を仕入れて、「愛媛ICT学習支援システム」と同じようなシステムが出来ればというのが一点です。もう1点は別の話になるのですが、前からずっと思っていたのですが、碩田学園が出来てもう9年になると思います。

小中ですから、卒業生が出ていると思います。賀来小中学校も小中一貫ですし、出来るときは華々しくやるのですが、その総括というか目的として十分にそれが果たせたか、メリット、デメリットあると思いますが、当然、そういうものを作れば地域の小学校が統合というデメリットもあると思いますが、これを大分市としてどのようにしていくか、義務教育学校は10年前よりかなり増えていると思います。大変だとは思いますが、せっかく10年ぐらい経っているわけですので、どのように今後、考えていくかということを議論していただければありがたいです。

教育監

委員さんがおっしゃられるように、平成29年に碩田学園が義務教育学校として開校いたしました。当時は大分県で義務教育学校が1校だけでありました。先々週ですが、碩田学園の9年生の生徒会のほうから依頼があ

りまして、自分たちが小学校1年生で入学してから、今年9年生として卒業するまで、開校当時に、我が碩田学園に込められた想いとか願いとかを開校当時を知る人にお話を聞きたいという依頼を受けました。

回りを見たら誰もいなかったもので、私が行くしかないかなと思いついて、行って、こども達と約1時間、生徒会の代表7名の生徒といろいろ質問を受けて、当時、校舎の建築のこだわり、あるいは震災後のことであつたので、学校だけではなくて、地域の防災の観点から、備蓄倉庫をつけたとか、廊下1つにあたって、工事設計の難しさとか、各階に教師ステーションをつけているとか、教室を開放的にするために扉を無くしているとかいうようなことの説明と、校歌に込められた想いを、三浦教育長からも言葉を寄せてくださっていて、昨日、碩田学園の校長に呼ばれて、そのまとめたものを作ってということで、碩田学園を来校した委員さんをご存じかと思えますけど、昇降口の正面に表現の舞台という階段の席がありますが、ここに大きく9年間の歩みを作っています。

これからのことを考える前に、自分たちの歩み、これまでの自分たちの軌跡を振り返って、そして、更なる自分たちの新たな歩みを考えていくというような、本来、教育のなかで求められていく、場合によって、私たちは先のことばかり求めてしまつて、自分たちのこれまでの歩みを振り返らずしてというところがありますけれども、素晴らしい発表でした。私は拙い説明でしたけど、こどもたちのそういう発表を見ることができました。

文化祭の時も時間をとって発表したということでありました。碩田学園の成果というのは、義務教育学校が市内の1校でありますけれども、この小中一貫を施設一体型で義務教育学校を開校しているということが、碩田学園だけの成果でなく、全小中学校の小中一貫の今後の方向性を示したりするということがあろうかと思えます。

今月に入って、滝尾中学校区の小中一貫教育の発表会に行つて参りました。委員さんがたが少しお忙しいことがございましたけど、第一部、第二部に分かれておまして、第一部は森岡小と下郡小と滝尾小が滝尾小学校でそれぞれ学級の発表をしました。森岡と下郡のこどもさんたちは交通費を市教委が出して、滝尾小のクラス2教室を借りて、3教室の発表をしま

した。

そして中学校は1、2、3年と滝尾中学校で発表して、参加した教職員は小学校と中学校がほぼ隣接しておりますので、歩いて移動したのですが、例えば体育であれば、ボール運動という活動を、小学校の一部ではハンドボール、そして中学校でも同じハンドボールの授業を見せました。道徳では相互理解や広い心を小学校で勉強したものを今度は中学校3年生が相互理解と寛容という8項目で授業をしました。算数も2つを比較する数値という比例・反比例の授業をしました。

私も最後の研究・協議まで参加しましたがけれども、研究・協議は教室の後ろまでびっしり人が埋まって、最後まで熱心な議論が行われておりましたけれども、その中で1人の女性の先生が手を挙げて発言をされたのですが、今日、道徳の中3の授業を見たときに、私たちの小学校の指導が活きているというのを強く感じたと、しかも小学校の道徳の時間の指導ではなく、小学校の学校生活全体の指導が、中学校の道徳の時間に活かされているという発言がありました。

私もこの発言を聞いたときに、これまで碩田学園、賀来小中学校、こうざき小中学校もそうですけれど、小中一貫教育を推進してきて、その発表を聞いたりしたなかで、これまでやってきたことは間違いないと思いましたが、今後、まして授業時間数ではありませんが、縦の系統性をしっかり組んで、より教育的効果のあるこの9年間、義務教育の指導が必要ではないかなというふうに思ったところであります。

滝尾小中校区の発表を非常に素晴らしいなと思いましたので、ご紹介させていただきます。

五番委員

ありがとうございます。私も平成20年に附属の特別支援学校の校長になって、学部長になったのが平成28年で、そのときに碩田学園が出来て、全国のあちらこちらから視察がきて、どのように発展していくのかと期待をしていました。今、いろんな道徳の話もあるし、例えば、現実的にいえば、小学校の教科担任制の低学年化についても、いろんな工夫ができると思います。負担は大きいと思いますし、メリット、デメリット、長所、短所とかあると思いますが、大分市としてどう広げていくというとい

うのがあるといいかなと思います。大変な話だとは思いますが、広げていただきたいと思います。

教育長

先ほどの愛媛県の評価の話がありましたけど、大分県も佐伯市はテストの自動採点の仕組みを入れていて、採点の時間を大幅に減らせたという話があります。例えばクラスサイズが大きくて、学年の生徒数が中学校で35人とか40人に近いようなクラスを持っているような先生からすれば、自動化できればそうとう助かるでしょうし、いい効果がでてくるのかなと、私も期待しているところがあって。PDFで読み込むだけで、記号とか選択式のものはほぼ間違いなく採点できますし、記述式のものも端末に同時に複数の生徒の答えが一覧で見ることができるので、どのような考え方なのか比較などもできますし、いろいろメリットがあるのかなと私も思っていますので、例えば中学校の大規模校あたりから、そういうものを導入してはどうかという気持ちは私も持っています。

碩田学園も義務教育学校ですけども、9年間という一貫のなかで、4年3年2年と分けていると思うのですが、小学校から中学校にあがる段階の躰きが大きいとなれば4、3、2という仕組みがうまくいく形なのか、もしくは9年間というところになると、6年、3年というメリハリがなくなって、中だるみができるのではないかという意見等も行政サイドから懸念点というところもありますから、そういったところも含めて、総括していくということもいいのかと思いますし、私も碩田学園の取組についてはいろいろと行ってみたいなと思っております。

全委員

それでは、他に何かございませんか。

教育長

(なしとの声)

教育総務課長

以上で予定されていた議題は終了となりますが、他に何かございませんか。

11月の教育委員会の日程につきまして調整をお願いいたします。

11月は、11月19日水曜日の午後1時半から定例教育委員会を開催いたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

なお、本日の会議終了後には、連絡事項がございますので、お時間をいただきたくお願い申し上げます。

全委員
教育長
美術振興課長

以上でございます。

(了承)

他に何かございませんか。

(お知らせ)

教育長
全委員
教育長

「丘の上のミュージアム 秋p e t i tフェス」について

質問などございませんか。

(なしとの声)

これもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後17時15分 閉会)